

児 童 福 祉

本事業の窓口は、

「子ども・未来部子ども未来室子ども家庭課」

☎ 5 5 9 - 5 0 7 2

F A X 5 6 3 - 3 6 1 1

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. 家庭児童相談室 (TEL 079-559-5076 FAX 079-563-3611)

近年の少子高齢化や核家族化の進行等に伴い、家庭をはじめ子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、家庭・地域の養育機能の低下が懸念される中、児童虐待や非行、不登校など様々な問題行動が出現しています。

家庭児童相談室は、子ども家庭総合支援拠点として、特に家庭において子どもを養育していくうえでさまざまな悩み、心配ごとについて、気軽に相談に応じることができる窓口として、市の福祉事務所に設置しています。

(1) 相談について

- ① 児童の福祉について、家庭児童相談員が相談にあたります。
- ② こども家庭センターやその他の関係機関との連携をとります。
- ③ 相談に関する秘密は法律で固く守られています。
- ④ 費用は一切無料です。
- ⑤ 来室できない場合は電話又は訪問して相談に応じます。

(2) 相談の種類

0歳から18歳未満の子どもに関する主に次のような相談に応じます。

- ① 養護相談………養育困難、虐待などに関する相談
 - ② 育児・しつけ相談………家庭内における幼児のしつけなどに関する相談
- その他の相談も必要に応じ、他の関係機関と連携し、相談に応じます。

(3) 関係機関との連携

- ① 川西こども家庭センター、三田警察署、民生委員児童委員協議会等
- ② 教育委員会、青少年育成センター、まちづくり協働センター（男女共同参画担当）等
- ③ 保育園（所）、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園、小・中学校等

(4) 子育てほっとラインさんだ

夜間・休日を含めた24時間対応可能な電話による相談体制として、「子育てほっとラインさんだ」を設置しています。

夜間・休日の相談業務につきましては、市が委託する児童養護施設の専門の相談員が対応し、緊急の場合は川西こども家庭センターや警察等の関係機関との連携を図るなど、相談支援体制の充実を図り、児童虐待等の未然防止と早期発見・早期対応に期しています。

① 受付日時

平日の17時～翌日9時・土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

② 「子育てほっとラインさんだ」ダイヤル

079-559-5076（三田市家庭児童相談室と同番号）

※ 平日の9時から17時までは家庭児童相談室が対応します。

※ 夜間・休日は「子育てほっとラインさんだ」につながります。

2. こども家庭センター

こども家庭センターは兵庫県の児童福祉行政の専門機関で、県下に5か所（神戸市・明石市は独自に設置）設置されています。三田市を担当するのが川西こども家庭センターで、次のような相談業務を行っています。

- (1) 児童に関するあらゆる問題について家庭、学校その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じています。
- (2) 児童及び家庭についての必要な調査並びに、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定をおこなっています。
- (3) 情緒障害児、心身障害児等の相談、指導をおこなっています。
- (4) 児童の一時保護をしています。
- (5) 要保護児童については、児童福祉施設への入所措置をおこなっています。

・相談所名 兵庫県川西こども家庭センター

所在地 〒666-0017 川西市火打1丁目12番16号

TEL 072-756-6633 FAX 072-756-6006

・児童虐待防止24時間ホットライン

TEL 072-759-7799

3. 子育て家庭ショートステイ

家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において一定期間養育するものです。

保護に要する費用		2歳児未満・慢性疾患児	2歳以上児
事業費単価		10,700円	5,500円
利用者負担	生活保護世帯	0円	0円
	市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
	その他の世帯	5,350円	2,750円

4. 里親

この制度は、保護者のいない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童を、都道府県知事が適当と認める者に委託して保護者に代わって養育するものです。

(1) 里親の登録

里親になることを希望する人は、こども家庭センターに相談し、里親としての認定を受け、登録が必要です。

(2) 費用

里親に対し、里親手当、児童の日常生活に必要な一般生活費、教育費等が支給されます。

5. 児童手当

この手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

(1) 支給の対象

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している人に支給されます。

(2) 児童手当の額（月額）

対象児童一人につき 3歳未満 15,000円
3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は 15,000円)
中学生 10,000円

※所得制限以上の方は、対象児童一人につき 5,000円(平成24年6月分から)

(3) 児童手当の支給

児童手当の支給は認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

なお、支給は、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

6. 児童扶養手当

この手当は、父または母と生活をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父や母またはその児童を養育している人に支給されます。父または母に重度の障害がある場合にも支給されます。

(1) 対象となる児童

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障害のある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童であり、手当の支給される父または母などに公的な年金が支給されていない場合に限られます。（ただし、国民年金の老齢福祉年金を受けている人は対象となります。）

- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活していない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある児童（重度の障害には基準があります）
- ④ 1年以上にわたり父または母が法律により拘禁されたり、生死が不明であったり、または遺棄されている児童
- ⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑥ 婚姻によらないで生まれた児童

(2) 手当の額

所得に応じて全部支給または一部支給あるいは支給停止があります。

全部支給の場合は、月額 43,160円、一部支給の場合は、所得に応じて月額 43,150円から10,180円まで10円きざみの額です。児童2人の場合は月額10,180円～5,100円が加算、3人目以降の場合は1人につき月額6,100円～3,060円が加算されます。

(3) 支給月

奇数月に年6回、5月・7月・9月・11月・1月・3月に、それぞれの前月分までが支給されます。

7. 特別児童扶養手当

この手当は、身体または精神に障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

(1) 受けられる人

手当の対象となる児童は、20歳未満で身体または精神に重度、中度の障害のある児童です。ただし、肢体不自由児施設、知的障害児施設などの施設に入所している場合や障害に伴い公的年金を受けることができる児童は対象となりません。

(重度・中度の障害には基準があります。おおむね、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B(1)が該当します)

(2) 手当の額

特別児童扶養手当は、児童1人につき重度障害児は、月額52,500円、中度障害児は月額34,970円が支給されます。

(所得制限を超過しているときは、支給停止になります)

(3) 支給月

支給は、毎年4月・8月にそれぞれの前月分まで、11月にその当月分までが支給されます。

8. 児童福祉施設

主な児童福祉施設は次のとおりです。

種 類	内 容
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて、保育を行うことを目的とする施設
幼保連携型認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育、並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う施設
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設
乳児院	保護者のいない乳児、虐待されている乳児等を入所させ養育する施設
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの人を保護する施設
児童養護施設	乳児を除く、保護者のいない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を必要とする子どもを入所させて養護し、併せてその自立を支援する施設
障害児入所施設	障害児を入所させて、日常生活の指導や独立生活に必要な知識技能を与える施設
児童心理治療施設	環境上の理由により、社会生活の適応が困難となった子どもを短期間入所させ、又は保護者のもとから通わせて、心理治療及び生活指導・学校教育を行う施設
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する子どもを入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の子どもに状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設

9. 保育所・認定こども園・小規模保育（2号・3号認定）

保育所・認定こども園・小規模保育での保育を希望する場合（2号・3号認定）は、児童が乳児または幼児であってその児童の保護者（父母）のいずれもが次の「保育の必要な事由」に該当することが必要となります。

- (1) 就労（1ヶ月あたり64時間以上）
- (2) 妊娠、出産（出産（予定）日の前後各8週間）
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (9) その他（条例に基づいて市が認める場合）

なお日々の保育業務以外にも、子育てに関する相談業務、地域の児童や高齢者との交流事業、一時預かり事業、地域子育てステーション事業等子育て支援事業も実施しています。

[窓口]

保育振興課 TEL 559-5073 FAX 563-3611

10. 病児・病後児保育事業 さんだ「ワラビーズ」

保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な育成を図ることを目的として、病気やけがの治療中や回復期などに、家庭や集団での保育が困難なお子さんを一時的にお預かりする事業です。

三田市では、実施施設（田場医院）への円滑な受入れを行うため、市内医療機関の協力を得ながら事業を実施しています。

[窓口]

保育振興課 TEL 559-5073 FAX 563-3611

11. 地域子育て支援センター事業

主に在宅で子育て中の親子に対する育児支援を行うため、地域での拠点施設として、湊川短期大学内に「地域子育て支援センター みな・とっちひろば」を開設しています。

センターでは、親子での活動を通じて、専門のスタッフが子育てについての不安や疑問などに応えています。主な事業内容として、〈みな・とっちひろば〉の開設、電話・来所相談、子育て応援団（活動や遊びを通じた子育て仲間づくり支援）、子育てグループ「ふたば」、あいあい講座（湊川短期大学の教員による講習会）等を実施しています。

ひろば開設日時：月・火・水・木・金曜日 10：00～16：00
土曜日 9：30～14：30

※電話・来所相談は、月～金曜日 9：30～16：30／土曜日 9：30～14：30

[窓口]

地域子育て支援センター TEL 560-7109 FAX 560-7204

12. 地域子育てステーション事業

在宅で子育て中の親子が一緒に遊んだり、気軽に子育てについての相談ができる場所を市内の保育施設と認定こども園、幼稚園で提供しています。

【窓口】

すくすく子育て課 TEL 559-5079 FAX 563-3611

13. 養育支援訪問事業

出産後間もない時期や家庭の事情などにより、育児や家事が困難な家庭に対して、「さんだっ子幸せ・夢サポーター」を派遣し、育児や洗濯・料理・掃除などの日常欠かせない家事などを手伝えることにより、地域での子育て支援活動を進めます。

【窓口】

多世代交流館 シニア・ユースひろば TEL 562-8423 FAX 562-8424

14. こんにちは赤ちゃん事業

赤ちゃんの健やかな成長と保護者の皆さんの子育てを応援するために、おおむね4か月までの赤ちゃんがいる家庭を対象に、平成20年10月より実施しています。赤ちゃんサポーター（研修を積んだ先輩ママ）が各家庭を訪問し、子育てに役立つ情報の提供や赤ちゃん誕生記念グッズの贈呈、また、保護者に対して子育ての不安や悩みなどを聞き、楽しく子育てができるようアドバイスし、希望する支援につなげます。

【窓口】

すくすく子育て課 TEL 559-5079 FAX 563-3611

15. ファミリーサポートセンター

「子育ての応援をしてほしい人」と「子育ての応援をしたい人」が依頼・協力・両方のいずれかの会員に登録し、お互いに助け合いながら、地域の中で、育児の相互援助活動を行う会員制の子育てネットワークです。援助を受けた依頼会員は、協力会員に規定の報酬と実費を払います。

- ・対象年齢 概ね0歳～小学6年生

○援助できる内容○

- ・保育所、幼稚園、放課後児童クラブ終了後の預かりや送迎
- ・買い物等、外出の際の子どもの預かり
- ・保護者の病気や急用時の子どもの預かり
- ・子どもの習い事等への送迎
- ・その他

【窓口】

さんだファミリーサポートセンター（多世代交流館 シニア・ユースひろば）

TEL 559-8996 FAX 562-8424

16. 多世代交流館 ふらっと

多世代交流館は、世代や分野を超えたさまざまな人との出会い、ふれあいを通じて、市民が協働して子どもを育む環境づくりを進める交流の拠点として、平成16年10月、フラワータウンにオープンしました。就学前の子どもとその家族などを対象とした「子育て交流ひろば」、小学生から中高生など若い世代、シニア世代などを対象とした「シニア・ユースひろば」、子育て情報の収集・発信と子育て活動を支援する「子育て情報ひろば」の3つのひろばがあります。

「子育て交流ひろば」では、子育て中の親子が気軽に立ち寄ることができ、遊具や絵本などで自由に遊べるスペースのほか、子育て講演会、親子遊び、親子クッキングなどの講座を開催し、子育てについての相談や情報提供、子育てグループの育成や支援、マタニティサロンやベビーサロンなども実施しています。また、市内の公共施設等での子育て交流ひろば「おでかけふらっと」や「おでかけベビーサロン」も開催しています。

「シニア・ユースひろば」のフリースペースは、サークル活動や打ち合わせ、食事、休憩、読書、学習など自由に使える居場所として、囲碁、将棋やゲームあそびなど多くの世代の市民が思い思いの形で交流しています。多目的フロアはダンスやコーラス、講習会や卓球などができます。また音楽スタジオも備えています。

「子育て情報ひろば」の情報コーナーは、子育てグループの打ち合わせや交流の場として利用できます。小さな子どもがくつをぬいであそべるチャイルドスペースもあります。

[窓口]

多世代交流館 子育て交流ひろば TEL 562-8421 FAX 562-8422

多世代交流館 シニア・ユースひろば TEL 562-8423 FAX 562-8424

17. 駅前子育て交流ひろば

子育て支援の拠点施設として、平成23年11月1日から三田駅前キッピーモール6階（まちづくり協働センター内）に開設しています。子育て中の親子が気軽に立ち寄り、自由に遊ぶことができるスペースです。保護者同士の交流や各種講座、絵本の読み聞かせなどの催しも定期的に行っています。

開設日：火・水・木・日曜日

開設時間：10:00～17:30

[窓口]

駅前子育て交流ひろば TEL 556-5230 FAX 556-5231

18. 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば

駒ヶ谷運動公園体育館の講座室で平日週3回程度、子育て中の親子が気軽に立ち寄り、自由に遊ぶことができる子育て交流ひろばを開設しています。ひろばは、さまざまな子育て関連の活動団体が運営しており、子育てに関する講座やイベントのほか、相談、情報提供などを行っています。

開設日：週3日

開設時間：9:30～12:30、13:30～15:30

[窓口]

19. 三田市子育て支援アプリ配信事業 SUNだっこアプリ

子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者に対し、きめ細やかな情報をアプリを通じて配信することにより、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、令和元年11月から子育て支援アプリ「SUNだっこアプリ」を配信しています。

対象者の範囲：就学前の児童を持つ保護者及び妊娠中の方

配信内容：妊娠期から小学校入学までの月齢や年齢に応じた子育て情報など

[窓口]

すくすく子育て課 TEL 559-5079 FAX 563-3611

20. 池尻児童館

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、明日の時代を担う児童が心身ともに健やかに育つため、健全な遊びの機会や場所を与え、児童の運動の機会の減少、運動嫌い等による体力のたちおくれを解消し、健康の増進と、情操を豊かにすることを目的とした施設です。

21. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後に家庭や地域社会において、適切な保護をうけることができない児童に対し、家庭機能の補完や仲間づくり、生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的に開設しています。

1 入所対象児童

- (1)市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校をいう。)又はこれに準ずる学校に在学していること。
- (2)保護者が就労、疾病その他の理由により、月曜日から金曜日の間に週4日以上、放課後家庭や地域社会において、適切な育成を受けることができないこと。
- (3)保護者の責任において、自主的な登下校が可能であり、児童クラブにおける集団での保育が可能であること。

2 活動内容

- (1)遊びを通じた生活指導に関すること。
- (2)日常の自主学習に関すること。
- (3)その他児童の健全育成を図るため市が必要と認める事業。

[窓口]

健やか育成課 TEL 559-5046 FAX 563-3611

22. 家庭教育充実事業（家庭教育学級）

各小学校単位で保護者が学びの場を企画・運営して、家庭の役割を見つめ直す機会となるよう、いろいろな角度から学習しています。また、学び考え合う中で、人と人がつながり合う交流の輪が

広がる取組みを進めています。

23. 青少年育成センター

青少年の非行の未然防止と早期発見のため、市青少年補導員が各地域の状況に応じた街頭補導を展開し、青少年の問題行動等の発生に対して適切な指導や注意を行い、速やかな措置を講じるため、警察・学校・PTA 等関係機関・団体と連携を密にしながら、非行防止のネットワークづくりを行っています。

また、青少年が日頃いだいている、友だち関係・学校生活・家庭家族・進路・性の問題などの悩みに関する相談活動を行っています。専門の相談員が、本人や家族などから電話や面談による相談を受け、共に考えながら悩みの解決に向けてのアドバイスをします。必要に応じて学校や関係機関と連絡をとりながら、問題解決のお手伝いをしています。

【窓口】

青少年育成センター TEL 559-5117 FAX 563-3611

<青少年相談専用電話 TEL 563-1110>